

# 大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

## 1. 目的

日本国憲法には、基本的人権の一つとして、「職業選択の自由」が規定されており、こうした権利が保障されるためにはすべての人々に対して、「基本的人権が尊重された公正な採用選考」が行われ、就職の機会均等が保証されることが必要である。

とりわけ、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめ女性、障害者、在日韓国・朝鮮人、母子・父子家庭等の方々などの就職の機会均等を保証するためには、企業自らが、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解・認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施することが必要である。

このため、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する同和問題をはじめとする人権問題研修計画の樹立、研修の実施等を推進することを目的とする。

## 2. 推進員選任対象事業所

- (1) 常時使用する従業員の数が25人以上の事業所。  
ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。
- (2) (1)のほか、大阪府知事が、選任することが適当であると認める事業所。

## 3. 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他、人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から一事業所につき一名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実行を期すものとする。

## 4. 推進員の役割

推進員及び補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者をはじめすべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。

- (1) 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 関係行政機関との連絡に関すること。

## 5. 報告

- (1) 推進員及び補助者を選任した場合は、別紙様式1により事業所管轄公共職業安定所を通じて大阪府知事あて報告するものとする。  
なお、人事異動等により変更のあった場合も同様とする。
- (2) 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため研修を実施するときは、「企業内人権啓発研修実施計画書」（別紙様式2）を研修実施の1ヶ月前までに報告するとともに、研修実施後、速やかに「企業内人権啓発研修実施報告書」（別紙様式3）により大阪府知事あて報告するものとする。

## 附 則

- この要綱は、平成 9年 5月 7日より施行する。  
この要綱は、平成12年 4月 1日一部改正施行する。  
この要綱は、平成14年 4月 1日一部改正施行する。  
この要綱は、平成15年 4月 1日一部改正施行する。  
この要綱は、平成15年 8月 1日一部改正施行する。

大阪労働局  
大阪府

公正採用選考人権啓発推進員

選任  
報告書  
異動

年 月 日

公共職業安定所長 様  
大阪府知事 様

〒

所在地

(ふりがな)

事業所名

代表者名

電 話

大阪労働局  
大阪府

公正採用選考人権啓発推進員を下記のとおり

選任  
異動

しましたので報告します。

記

推進員氏名				補助者氏名		
事業所における役職名				補助者の役職名		
選任 年月日 異動	年 月 日					
常時使用する従業員数	人	業種			※産業分類番号	
変更事項 (該当項目に○印を記入)	推進員異動		事業所名変更		事業所所在地変更	
前任者氏名 旧事業所名 旧事業所所在地 (該当項目を記入)						

※印欄は、事業所においては記入不要です。

(管轄の公共職業安定所長に提出していただくことにより、大阪府知事へも提出されます。)

※選任・異動報告を行った「推進員」の方は、公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修(毎月、府立労働センターで開催)を必ず受講ください。研修日程・申込票等詳しくは大阪府HP・採用と人権 <http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-suisin-kensyu.html> をご覧ください。

大阪府知事 様

事業所名  
所在地  
電話 ( )  
代表者名  
推進員役職氏名  
(従業員数)  
当該事業所 人・全体 人

## 企業内人権啓発研修実施計画書

企業内人権啓発研修計画については下記のとおりです。

## 記

実施年月日	年 月 日 ( )	研 修 内 容	講演 (内容)	
時 間	時 分 ~ 時 分		視聴覚 教材等 利 用	映画・ビデオ・テキスト (題名・テキスト名)
研 修 会 場		討論方式・その他 ( )		
受 講 対 象 者	役員・管理職・監督者・中堅社員 一般社員・新入社員・パート社員 その他 ( )	その他要望事項		
受 講 人 数				
講 師 ア. 社内 イ. 外部				

※必ず実施日の1ヶ月前までに大阪府商工労働部雇用推進室までご提出ください。

(〒540-0033 大阪府中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階 TEL 06-6210-9518 FAX06-6360-4751)

事業所により他の様式等がある場合には、その様式による提出も可です。

また、大阪府ホームページ(<http://www.pref.osaka.jp>)において電子申請による受付も行っています。

大阪府知事 様

事業所名  
所在地  
電話 ( )  
代表者名  
推進員役職氏名  
(従業員数)  
当該事業所 人・全体 人

## 企業内人権啓発研修実施報告書

企業内人権啓発研修を、下記のとおり実施しましたので報告します。

## 記

実施年月日	年 月 日 ( )	研 修 内 容	講演 (内容)	
時 間	時 分 ~ 時 分		視聴覚 教材等 利 用	映画・ビデオ・テキスト (題名・テキスト名)
研 修 会 場		討 論 方 式 ・ そ の 他 ( )		
受 講 対 象 者	役員・管理職・監督者・中堅社員 一般社員・新入社員・パート社員 その他 ( )			
受 講 人 数		その他要望事項		
講 師 ア. 社内 イ. 外部				

※研修実施後、速やかに**大阪府商工労働部雇用推進室**までご報告ください。  
(〒540-0033 大阪府中央区石町 2-5-3 エル・おおさか南館 3階 TEL 06-6210-9518 FAX06-6360-4751)  
事業所により他の様式等がある場合には、その様式による提出も可です。  
また、大阪府ホームページ(<http://www.pref.osaka.jp>)において電子申請による受付も行っています。